

平成30年2月20日

今般の「平成29年度豪雪にかかる災害」で被災され、  
住宅ローン等のお借入の返済が困難となった個人のお客さまへ

株式会社 北越銀行

### 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内

このたびの豪雪で被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げます。

- 今般の「平成29年度豪雪にかかる災害」により新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町内での被災は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。住宅ローンや事業資金等のお借入の返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件のもと、債務の免除や減額を申し出ることができます。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」とは、自然災害の影響によって現在のお借入の返済が困難となっている個人の方が、法的手続きによらず、債務整理を申し出るための枠組です。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の詳しい内容については、全国銀行協会ホームページをご覧ください。なお、具体的な相談については、当行本支店の融資窓口へお申し付けください。

[全国銀行協会ホームページへのリンク](#)

以 上